

東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の策定等に当たり、幅広い観点から意見を聴取することを目的に東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び見直しに関すること。
- (2) 東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 産業、行政、教育、金融、労働、協働、子育て、報道等の分野に関係する者その他法律、税務等の専門的知識及び経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員として依頼した日から第2条の規定に基づく意見聴取として町長が必要と認める日までとする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、企画政策課長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に委員となっている者については、この要綱の施行する日をもって任期を終了するものとする。